

# 広報

# しろいし

編集と発行  
白石市役所  
企画審議室

白石市桜小路35  
TEL(代) 5-2111  
発行定日 毎月1日  
(売価1部2円)

## 転入転出などの手続きは お済みでしょうか。

転入、転出などの手続きのため市役所や出張所においてのときは次のことを確かめてからおでかけください。

### 届書一覧表

種別	持参するもの
転入届 (異動した日から14日以内)	1. 印かん 2. 転出証明書 3. 米穀購入通帳 4. 国保被保険者証 5. 国民年金手帳 6. 福祉年金証書
転出届	1. 印かん 2. 米穀購入通帳 3. 国保被保険者証 4. 手数料
出生届 (出生した日から14日以内)	1. 出生届書 2. 印かん 3. 国保被保険者証 4. 米穀購入通知 5. 母子健康手帳
婚姻届	1. 婚姻届書 2. 印かん 3. 戸籍抄本 (本籍地が他市町村の人)
死亡届 (死亡の日から7日以内)	1. 死亡届書 2. 印かん 3. 死亡診断書 (届書についてある) 4. 米穀購入通帳 5. 国保被保険者証 6. 国民年金手帳 7. 福祉年金証書

戸籍謄抄本・印かん証明・身元証明書・住民基本台帳の写しなど各1枚につき手数料は50円

『証』出生届、死亡届は、いままでは出生地、死亡地の市町村役場に届ける規定でしたが、4月1日からは、本籍地、住所地、出生地、死亡地のいずれの市町村役場へ届け出てもよいことになりました。



**白石市長選挙  
当選者決まる**

四月二十四日執行の白石市長選挙においては、立候補者が麻生寛道現市長一人だったため、次期市長として当選が決定しました、市長の任期は、五月十二日から四年間となっております。  
(白石市選挙管理委員会)

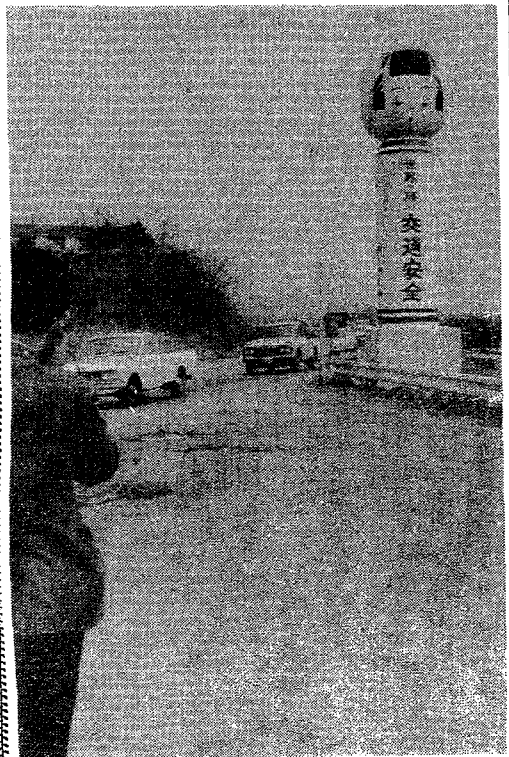
## 交通安全を願ひ

こけし塔がおめみえ

▽市内新館の国道わきに四月十六日、高さ七層も△▽ある大こけし塔が完成しました。『写真』……△

これは、白石市、交通安全協会、こけし組合、安全運転管理者会が三十万円で交通安全をよびかけて建てたもの。こけしの本場の宣伝も兼ねて、さやいております。

◎世界の願ひ 交通安全



### 市行造林

みんなの財産づくり

▽四月一日午前十時半から福岡八宮字弥治郎地区△

▽の山で、市行造林百杉植林完了の「記念事業達△

▽成植樹式」を行ないました。……△

これは、白石市が市制十周年記念事業として昭和三十

九年度から百杉を目標に市行造林を進めてきました

が、今春の植林で目標を完了したので、これを記念し

植樹式を行ったものです。

◎市行造林とは

白石市は全面積の約七〇

%が山林で、その六〇%以上が裸山同然の状態です。

こんな土地は造林をすれば立派な森林になるばかりか、すべてに大切な水を供給することになります。

◎市行造林の方法

市は、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

市行造林の主旨に賛同する土地所有者は、市農林課または出張所、分室に申し込んでください。

◎収益の使用方法

市は、市行造林地の収入を、市行造林地の手入や保護の委託を、市行造林地所在の団体と委託契約し、代行してもらい完全な造林地とします。

◎申込み方法は

### !! 幸薄い子等に愛の手を!!

#### 手足の不自由な子の指導

○手足の不自由な子どもたちを「肢体不自由児」と呼んでいますが、文部省では「四肢、体幹の不自由なところがあり、そのままでは将来自活が困難なもの」と定義しています。

○これには、背髄性小児麻痺、脳性まひ、やけど、股関節脱臼、けが等が原因で歩行、食事、用便などが困難な子どもたちがいます。

○さらに、ちえおくれや、目や耳の不自由といういくつかの障害を合わせもつています。

○また医療が終了したが、普通学級では教育がむずかしい者は、県立船岡養護学校で勉強しており、本年四月から高等部でもきました。

○なお、軽い程度のもものは普通の学校で学習を続けていますが、それでも何かと

大変なことだろうと思われる。

○ここに問題となるのは、重症の子どもたちのことです。寝たきりで、食事、用便のせわいしき生活をしてもらわなければならない子が県内にはたくさんいます。

○その一部は西多賀の国立重症心身障害児施設に入っていますが、まだ自宅で教育も受けられず毎日苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。

○この子どもたちが、医療と教育を受けられる病院、施設、学校がたくさんでき暗い谷間にもひとすじの愛の光が一日も早くそそがれることを望みます。

○一年以上、父から遺棄されている児童

○父が死亡した児童

○父が廃疾した状態の児童

○一年以上、父が生死不明の児童

○一年以上、父が法律により拘禁されている児童

○一年以上、父が法律により拘禁されている児童

○一年以上、父から遺棄されている児童

○父の婚姻によらないで生まれた児童

○捨てられた児童で、父がいるか否か不明の児童

### 児童扶養手当の制度

#### 手当の制度

家庭の大黒柱である父親と、不幸にして生計を同じくしていない児童や、父親が長期の病気や不在の家庭の児童に、その生活の安定のために児童扶養手当を支給してあります。

次の条件にあてはまる人は社会福祉事務所へ申し出て下さい。

◎対象児童 義務教育終了前、次のいずれかに該当する児童

○父母が離婚した後、父親

と別れている児童

○父が死亡した児童

○父が廃疾した状態の児童

○一年以上、父が生死不明の児童

### 引揚者の人々へ

第六十三回特別国会で、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律が可決成立しました。

このことよって、特別交付金の請求は、昭和四十

五年三月三十一日までであったものを、来年三月三十一日まで、つまり請求期限が「一年」延長しました。

これは戦後二十余年を経過しているため、請求に必要な資料などにより、まだ請求していない人があると考えられるので法律が改正

されたものです。

未請求の方は、市役所市民課で、なるべく早く請求の手続きをしてください。

市民課で、なるべく早く請求の手続きをしてください。

市民課で、なるべく早く請求の手続きをしてください。

市民課で、なるべく早く請求の手続きをしてください。



### 消費者の窓

袋詰めでの製造月日が見えないものがあります。

これは、袋詰めでから殺菌するので、その場合に文字が消えるためです。

県の消費生活センターで多くのゆで麺を調べたところ、この例が多いので、業者の組合と話し合った結果近く解決するそうです。

このように消費者の意見や声が業界に反響するようになりました。

昭和四十三年にできた消費者保護基本法は、消費者を守る法律です。

国県市町は消費者を守る行政部門を設け、業者は協力すること、消費者は積極的に勉強し合理的生活をしよう努力することなどを基本としています。

役所や業者は、多くの商品に規格を設け、または研究会を開き、よりよきサービスや商品の向上につとめております。

今は情報化時代といわれているが、消費者は常に豊かな知識を養い、商品をよく見きわめるようにいたしましょう。

(市商工観光消費生活相談係)

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

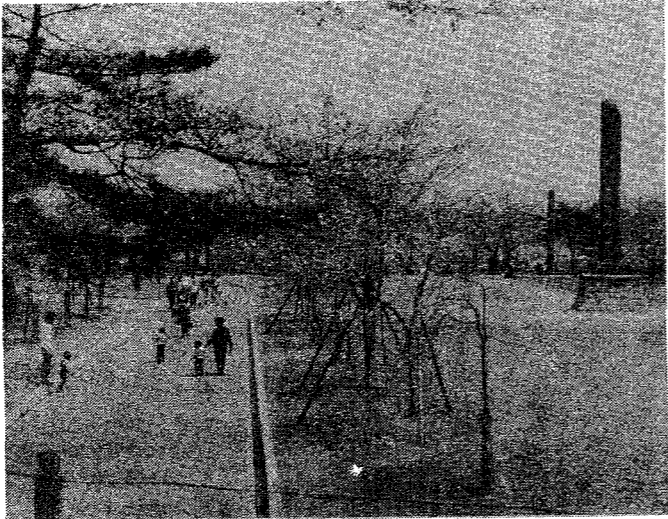
市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

市道のかたわらに宅地を造成するときは、必ず市建設課へご連絡ください。

5月1日から(下り列車) 特急ひばり1号 白石駅停車 上野発7時30分 白石発10時56分(30秒停車) 仙台着11時28分



益岡公園を昭和44年度から5年間で、各種の運動施設や散策道路、子供の遊び場、花だんなどを設けて、市民の憩いの場として整備します。昭和44年度の工事で旧白石城本丸跡を写真のように整備いたしました。市民のみならず、樹木などを大事にしてくださいね!!

### 昭和45年度、農業労働賃金基準表

区分	作業名	単位	基準賃金
水田作業	耕起	10アール	1,800円
	代かき	〃	1,200
	田植	1日	1,500
	稲刈り	1日	1,300
畑作業	耕起	10アール	3,000
	稲刈り	1日	1,100
雑作	耕起	10アール	1,400
	稲刈り	1日	1,200
一般作業	農事一般	1日	1,100
	農事一般	1日	1,000
調整	脱穀調整	玄米1俵	330
	もみすり	(60kg)	160

- (1) 1日の労働時間を8時間とする。たゞし田植の場合は従来の慣習による1日とする。
- (2) 地形等の関係で特に作業困難の場合は労使双方で協働のうえにすること。
- (3) 特に明記されていない農作業で農事一般作業の賃金によりがたい場合はその地域の協定による賃金にすること。

### 郷土の文化財

## 仙台胴具足

伊達政宗公着用の黒糸威(おどし)雪の下胸が代表するように仙台藩の具足は特徴がある。

現存する片倉小十郎着用の具足もその一つである。「かぶと」は足利時代、明珍作の六十二間筋かぶとで、表面に金ばくを置き前立物は仙台藩の印、金八日月と、片倉家中の印「愛宕山大権現守護所」と書いた金札である。胴は紺糸威、黒の働き具足で別名「ほどけ胴」とい



検診・相談 日程 ところ 白石保健所

量十六キロ余である。晩年、肥満した小十郎に政宗公が軽い具足を賜ったのがそれであろう。常にはよろいびつに納め、道中持参する時は紋所を描いた茶褐色の革覆をかけ、朱塗格子組の外枠に入れ、

片倉小十郎具足」と書いた木札をそえ、人足二人が捧でかつぐ。白石市内にはなお多数の具足が保存されている。はなやかではないが、揃えば黒や紺糸威が物々しく威圧感があつてたのもしい武者振りがしのばれる。

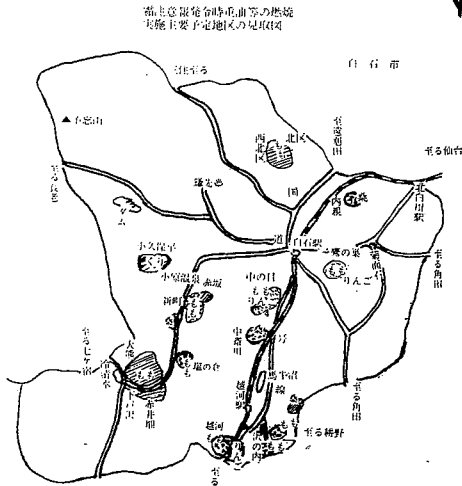
### 霜の害を防ぐため

## 重油等を燃やします

果樹園、桑園などで、おそ霜の害を防ぐため、夜間重油等を次の期間中、燃やすことがありますから火災と誤りのないようにしてください。

なお、この重油等を燃やす農家は必ず白石市消防署(電話五一一二五九。有放電話二二二二)へ連絡してください。

◎期間 四月二十二日から五月二十日 まで  
実施予定地区は別図のとおりです。



白石市消防署管内の燃焼区域

### 県政モニターに

## 小室さんと山田さん

県政モニターは、県民の声を県政にとりいれるために昭和三十八年から設けられた制度で、一年の任期で地域別、職種別、年代別に市町村長の推せんにより県知事から委嘱されます。

- 主婦 小室かね子さん 白石市字柿原内五〇
- 製造業従事 山田 昌芳さん 白石市 字 寺園三

この二人が県政モニターに委嘱されました。

### 第二回小児マヒ

## 生ワク投与

小児マヒの第二回生ワクチン投与は次のとおり。○該当者 昭和四十四年中に生れた赤ちゃん ○実施日 二十日(水)

### 子宮癌の検診

刈田病院では、毎月、第二木曜日の午後一時半から三時まで、産婦人科外来で特に子宮癌の検診を行なっております。カルテは必要ありませんから、一般の受付窓口を通過せず直接婦人科外来においでください。

### ユースホステル協会 白石支所開設

宮城県ユースホステル協会が白石支所を白石市教育委員会内に開設しましたからご利用ください。ユースホステルの利用は会員制になっておりますので、満4才以上の人ならどなたでも入会できます。

### 節 税

## 固定資産税、市県民税

## 1年分の全額納付をおすすめします!!

この制度を納期前納付とよびます。納付窓口で、ただちに報奨金(預金利息より3倍トク)を差し上げます。くわしくは納付窓口でご相談を。○納税貯蓄組合に加入しましょう。○たばこは市内で買ひましょう。

日	科	科
5月3日	加藤(和)	加藤(大)
5日	加藤(司)	朝倉
10日	引地	銭谷
17日	柿崎	宮城
24日	亘理	加藤(大)
31日	大沼	朝倉
6月7日	笹	銭谷
14日	水野	宮城
21日	加藤(和)	加藤(大)
28日	加藤(司)	朝倉